

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年3月1日～令和8年2月28日までの 5年間

2. 内容

目標 : 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 令和3年3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和4年3月～ 社内掲示板などでキャンペーンを行う